

令和3年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業運営業務に係る 委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業運営業務

2 事業の目的

SDGsにおいて「2030年までに、予防、削減、リサイクル及び再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する。」ことが求められている。

産業廃棄物の3R（排出抑制、再利用及び再生利用）については、これまで排出事業者、処理業者及びリサイクル業者（以下「排出事業者等」という。）によりそれぞれ取り組まれてきたが、更なる3Rを推進するためには、排出事業者等が互いの利害を認識し、利害の調整や新たなリサイクル技術の開発等に連携して取り組む必要がある。本事業では、排出事業者等に対し、3Rの推進に役立つ知見・情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を設けることにより、各々の立場における主体的な取組を支援するものである。

3 事業の内容

(1) テーマ

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題及び諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっており、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進する必要がある。そのため、国では、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、本市でも、同年3月に「京都市産業廃棄物処理指針」を策定したところである。これらの動きを踏まえ、「廃プラスチック類のリサイクル推進」をテーマとする。

(2) 参加対象者

京都市内にある廃プラスチック類を排出する事業者
処理業者及びリサイクル業者等

※ 参加人数等については、「(3) 具体的内容」を踏まえ、適宜設定すること。

(3) 具体的内容

上記の「2 事業の目的」を実現するセミナーを1回開催（令和4年2月頃を予定）する。開催方法については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、web ミーティングツール等を用いたオンライン開催を基本とする。

セミナーのプログラムについて、参考までにイメージを次に示すが、企画に当

たっては、イメージに捉われず、自由な発想で提案すること。ただし、プログラムには、参加した排出事業者等が結びつきを強め、本事業終了後も連携していくことができるようなコミュニケーションの場を設けることとする。

【セミナーイメージ①】

ア 京都市産業廃棄物処理指針の説明（10分程度）

令和3年3月に策定した京都市産業廃棄物処理指針に基づき、本市における産業廃棄物処理の現状と課題について説明するとともに、当該WSの目的及び本市施策における位置付けについて、参加者の理解を深める。

イ 基調講演（30分程度）

プラスチックをはじめとする資源循環に関する講演

ウ 排出事業者等の連携・協働の優良事例の紹介（40分程度）

排出事業者等の連携・協働により行われる廃プラスチック類のリサイクルの優良事例について、企業から事例紹介

エ ワークショップ（100分程度）

排出事業者等の各事業者が、3Rを進める上での課題や3Rの展望などについて理解を深め、更なる3Rを推進するための連携・協働の在り方について気付きを得られるようなワークショップの実施。

オ 事後アンケートの実施

【セミナーイメージ②】

ア プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の説明（10分程度）

国が令和3年6月に公布した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に関して概要及び制定の背景について説明し、参加者の理解を深める。

イ 基調講演（30分程度）

プラスチックをはじめとする資源循環に関する講演

ウ プラスチックの資源循環に係る先進事例紹介（40分程度）

排出事業者等の各事業者から、先進的な取組を事例紹介。

（例）排出事業者：廃棄物を分別し、原材料やエネルギー源として有効利用

処理業者：分別精度・効率の高い機械の導入

リサイクル業者：リサイクル率の向上，リサイクル品の商品化

エ パネルディスカッション（40分程度）

先進事例紹介を行った事業者の有識者等を加え、パネルディスカッションを実施。

オ 意見交換（30分程度）

カ 事後アンケートの実施

4 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

5 委託業務の内容

(1) 業務計画書の作成

当該委託事業の業務計画書を作成すること。

(2) 企画、運営等

本市と協議しながら企画を行うとともに、事前準備（講師の選定及び依頼、日程調整、資料作成、参加者募集等を含む。）及び当日の運営を行うこと。

(3) 報告書の作成

摘録を含む報告書を作成し、書面及び電子データにより提出すること。

なお、当該事業の結果は、HP等により参加者以外の排出事業者等に情報提供する予定である。

6 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、適宜、本市と協議すること。

(2) 業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けること。

(3) 受託者は、本件業務の履行によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本件業務の履行によって得た成果を、本市の許可なく、他者に提供してはならない。

(4) 本件業務の履行に伴い発生する経費（人件費、交通費、資料印刷費等）は、受託者の負担とする。

7 参考

○ 京都市産業廃棄物処理指針

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282476.html>

○ 令和2年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業

「循環型地域社会の発展・廃プラスチック問題の解決に向けて

～排出事業者と処理業者の相互理解・連携のためのワークショップ～」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000283272.html>